

2025 年度 第 2 回 浜松市総合教育会議 次第

日時：2025 年 12 月 23 日(火) 15:30～

場所：庁 議 室

1 開会

2 市長あいさつ

3 協議事項

・学校における働き方改革について 資料 1 資料 2

4 閉会

2025年度 第2回 浜松市総合教育会議 出席者名簿

役 職	氏 名
市長	中野 祐介
教育長	野秋 愛美
教育委員会委員(教育長職務代理者)	田中 佐和子
教育委員会委員	神谷 紀彦
教育委員会委員	鈴木 重治
教育委員会委員	下鶴 志美
教育委員会委員	高木 邦子

※順不同、敬称略

2025年度 第2回総合教育会議

学校における働き方改革について

学校教育部 教育総務課・教職員課

2025年12月23日（火）

1

目 次

1 本市の取組について

2 指標からみる進捗状況

3 国の動き

4 新たな計画策定に向けて

5 本日の論点

2

1 本市の取組について

3

1 本市の取組について

学校における働き方改革のための業務改善方針

- ・ 2018（平成30）年3月
『学校における働き方改革のための業務改善方針』を策定
見直しや進捗管理を行い、継続的な業務改善を実施
- ・ 現行の業務改善方針
2020（令和2）年3月策定（2025年3月改訂・方針期間延長）
「4つの方針」 「3つの目標」 「42の取組」 を記載

4

1 本市の取組について

【 4 つの方針 】

- 1 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進
- 2 学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化
- 3 学校の組織運営体制の在り方
- 4 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ

5

1 本市の取組について

【 3 つの目標 】

(1) 時間外在校等時間の削減

- ・原則 月45時間以内・年360時間以内

(2) 心身の健康の維持 (教職員へのストレスチェック)

- ・受検率 100%
- ・総合健康リスク 80未満
- ・高ストレス者 (総合健康リスク100以上の割合) 5.0%未満

(3) タイムマネジメントを意識した働き方の実施

- ・教職員への意識調査
「時間の使い方を意識した働き方に努めている」
肯定的な回答の割合 100%

6

1 本市の取組について

【 基本方針に基づく42の取組 】

内容	内容
1 校務支援システムを活用した出退勤時間管理	22 「はままつ型学校事務」による学校事務の効率化・適正化
2 「学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」規定	23 学校事務職員の業務の明確化と学校運営への参画
3 一年単位の変形労働時間制の整備	24 学校給食費の公会計化と学校徴収金の徴収管理の見直し
4 勤務時間を意識した登下校、部活動等の時間設定	25 保護者・地域・関係機関と連携した登下校の安全確保
5 浜松市立中学校部活動運営方針の運用	26 はままつ人づくりネットワークセンターの充実
6 はままつ式30人学級編制の実施	27 学校単位の計画等の見直し
7 小学校における教科担任制についての検証	28 学校行事の精選や内容の見直し
8 長期休業期間における学校閉庁日の実施	29 新たな計画策定時における既存計画の活用
9 定時退庁日の実施	30 校務アシスタントの配置
10 勤務時間外の電話に対する自動音声応答の実施	31 各種支援員等の配置
11 事務機器の高機能化	32 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置
12 災害時・緊急時における情報発信手段の効率化	33 部活動指導員の配置
13 各種システムの導入	34 法的相談に対する支援
14 研修の精査・精選、遠隔システムを活用した研修の導入	35 学校における働き方改革に関する研修の実施
15 教育委員会指定の研究事業についての精査・見直し	36 学校組織マネジメントの確立に向けた管理職に求められる能力の明確化
16 学校の労働安全衛生管理の徹底	37 業務改善事例の収集・啓発
17 業務の役割分担についての明確化・適正化	38 働き方に関する視点を盛り込んだ経営方針等の明確化
18 家庭や地域との連携・協働の推進	39 校内業務の適正化と事務分担の見直し
19 調査依頼業務の見直しと提出文書の簡素化	40 家庭・地域への普及啓発
20 出展依頼、家庭向けの配布物の精選と審査業務参加の見直し	41 学校における働き方改革に関する各取組の進捗管理
21 各種事務の運営方法の見直し	42 関連予算の確保

2 指標からみる進捗状況

2 指標からみる進捗状況

(1) 時間外在校等時間の削減

目標：①原則 月45時間以内、②年360時間以内

○小学校

項目		R2	R3	R4	R5	R6	R6-R2
月45時間超	延人数(人)	11,393	11,435	10,962	9,257	8,458	△ 2,935人
	割合	-	-	37.5%	31.4%	28.8%	△ 8.7Pt※
年360時間超	延人数(人)	1,763	1,731	1,671	1,535	1,448	△ 315人
	割合	70.7%	69.6%	66.5%	59.3%	57.2%	△ 13.5Pt

○中学校

項目		R2	R3	R4	R5	R6	R6-R2
月45時間超	延人数(人)	9,518	10,297	9,938	10,057	9,459	△ 59人
	割合	-	-	54.5%	54.1%	50.8%	△ 3.7Pt※
年360時間超	延人数(人)	1,186	1,192	1,108	1,187	1,127	△ 59人
	割合	77.8%	77.3%	76.0%	74.7%	70.6%	△ 7.2 Pt

現況：減少傾向にあるものの目標には届いていない。

※R3以前の数値がないためR6-R4で算出

9

2 指標からみる進捗状況

(2) 心身の健康維持

目標：①受検率 100% ②総合健康リスク 80未満
③高ストレス者（総合健康リスク100以上の割合）5.0%未満

○ストレスチェックの結果

項目	R2	R3	R4	R5	R6	R6-R2
受検率	95.2%	95.9%	96.1%	95.6%	96.4%	1.2 Pt
総合健康リスク	78	79	79	78	77	△ 1.0 Pt
高ストレス者 (総合健康リスク 100以上)	5.0%	5.9%	6.5%	6.7%	7.2%	2.2 Pt

現況：高ストレス者の割合が増加傾向にある。

※令和7年度の状況：資料2参照

10

2 指標からみる進捗状況

(3) タイムマネジメントを意識した働き方の実施

目標：教職員への意識調査「時間の使い方を意識した働き方に努めている」
肯定的な回答の割合 100%

○教職員への実態把握調査の結果

校種	R2	R3	R4	R5	R6	R6-R2
小学校	87.6%	87.8%	85.4%	87.8%	87.8%	0.2Pt
中学校	84.3%	83.1%	84.5%	84.3%	85.9%	1.6Pt
全 体	86.3%	86.0%	85.0%	86.5%	87.1%	0.8Pt

現況：ほぼ横ばいの状況が継続している。

11

3 国の動き

12

3 国の動き

（1）公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）等の改正（2025年6月成立）

○学校における働き方改革の一層の推進

（1）教育委員会における実施の確保のための措置

- ・教育委員会に対し、文部科学大臣が定める指針に即して、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。

出典：「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（概要）」抜粋

13

3 国の動き

○学校における働き方改革の一層の推進

（2）学校における実施の確保のための措置

- ・公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。
- ・公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。

出典：「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（概要）」抜粋

14

3 国の動き

(2) 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針の改正 (2025年9月)

《改正のポイント①》

○働き方改革の目的や改革を進める上での基本的観点の追加

【働き方改革の目的】

- ・教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子供たちによりよい教育を行う

【基本的観点】

- ・国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が、その権限と責任に基づき連携・協働しながら取組を実施

出典：「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針（改正）のポイント」抜粋

15

3 国の動き

《改正のポイント②》

○在校等時間や上限時間 ※改正なし

【在校等時間】

- ・「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする

※超勤4項目

- ・校外実習その他生徒の実習に関する業務
- ・修学旅行その他学校の行事に関する業務
- ・職員会議に関する業務
- ・非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

【上限時間】

- ・1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
- ・1年間の時間外在校等時間について、360時間以内

※休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法の規定を遵守

出典：「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針（改正）のポイント」抜粋

16

3 国の動き

《改正のポイント③》

○「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定

【目標】

☑ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合
➤ 100%とすることを目指す

☑ 1年間における教育職員の1か月時間外在校等時間の平均時間
➤ 平均で30時間程度となることをを目指す

☑ 1年間時間外在校等時間
➤ 360時間以下とすることを目指す

※可能な限り、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、地方公共団体の実情に応じて設定

出典：「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が
教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（改正）のポイント」抜粋

17

3 国の動き

《改正のポイント④》

○服務監督教育委員会が講ずべき措置の内容等

教育職員の勤務状況等に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、
業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備など、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施

- ・ 「学校と教師の業務の3分類」（役割分担の見直し）
- ・ 「学校業務の適正化 等」
(例) 標準を大きく上回る授業時数の見直し、授業時数の平準化、
学校行事の精選、
放課後の児童生徒の活動時間を教育職員の勤務時間内での設定

出典：「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が
教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（改正）のポイント」抜粋

18

学校と教師の業務の3分類

- ▶ 教師が教師でなければならない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- ▶ 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不斷に見直すことが必要。

必ず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

文部科学省「学校と教師の業務の3分類」

4 新たな計画策定に向けて

4 新たな計画策定に向けて

スケジュール

2025年8月～ 教員に対するアンケート調査
校長、教頭ヒアリングによる意見聴取

2025年12月 事務職員に対するアンケート調査
第2回浜松市総合教育会議

2026年1月 学校における働き方改革推進部会

2026年2月 第4次浜松市教育総合計画推進会議

2026年3月 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定

21

4 新たな計画策定に向けて

計画策定の方向性（案）

○教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立

- ・学校現場の声を反映した施策の実施
- ・必要となる研修の充実

○業務の「質」と「量」の最適化

- ・新たな「学校と教師の業務の3分類」を参考とした役割分担の推進
- ・業務に付随する事務作業の見直しや、システム化等による校務運営の効率化

○地域・社会で子供の学ぶ環境を支える体制づくり

- ・地域、保護者と連携を強化することで、教育活動の分散、協働の推進

22

5 本日の論点

23

5 本日の論点

学校における働き方改革について

- 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた取組
- 教育職員の健康確保措置の取組

24

令和7年度 浜松市教職員 ストレスチェック等結果（抜粋）

1 ストレスチェック集団分析結果

<全体>

- ・ストレスチェック受験率 97.3% (過去最高)
- ・総合健康リスク 75 (過去最小)

<メンタルヘルス不調 予備軍の割合>

項目	R6	R7
・高ストレス者	7.2%	6.6%
・健康状態「非常に不調」「やや不調」	29.7%	26.9%

<残業時間の業務>

直近1ヶ月の残業時間はどの業務が一番多いですか。	R6	R7
授業準備・教材研究	29.0%	30.1%
生徒指導・保護者対応	20.8%	20.9%
部活	10.9%	9.4%
その他	32.1%	31.9%
残業はない	7.1%	7.4%
(無回答)	0.2%	0.2%

<その他の設問>

項目	R6	R7
・初めて担当する業務「大きな負担」「負担」	38.5%	38.5%
・直近1ヶ月の睡眠満足度「非常に不満」「やや不満」	45.5%	44.2%
・児童・生徒対応「大きな負担」「負担」	31.6%	30.6%
・保護者対応「大きな負担」「負担」	38.8%	36.7%
・情報共有「出来ていない」「全くできていない」	11.2%	9.3%
・職場のハラスメント「しばしば」「時々」	11.5%	11.8%

2 教員特有の傾向

- ・「心理的な仕事の負担（量・質）」は継続して高い
- ・「職場の対人関係」「上司・同僚からのサポート」で支えられている
- ・コーピング（ストレス対処）では「問題放置」「諦め」が目立つ
- ・「マネジメントスキル（仕事の指示・段取り）」が以前からの課題

3 《参考》本市教員に対するアンケート調査（令和7年8月実施）より

調査の結果から負担軽減が求められる主な業務と「学校と教師の業務の3分類」

I 学校以外が担うべき業務
<ul style="list-style-type: none">・登下校に関する対応（登下校指導、あいさつ運動、スクールバス対応等）・学区等の防犯活動への参加・会計業務（学年会計、教科等での発注・購入）に関する業務・保護者、地域、外部団体が主催する行事への児童生徒の引率、指導
II 教師以外が積極的に参画すべき業務
<ul style="list-style-type: none">・外部からの調査に関する業務・学校からのお知らせ、たより等作成、配布発信業務・学校外からのお知らせ、配布物等の受付、配布・プールの管理等に関する業務・施錠管理、施設点検等、校内の施設設備管理業務（施設貸し出し業務含む）・保護者、地域等のボランティア等との連絡調整業務・家庭からの提出物の回収業務・部活動等に関すること（指導・引率・事務等）・備品、薬品等の準備や管理等に関する業務・熱中症対策業務
III 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
<ul style="list-style-type: none">・通知表作成、指導要録作成など、成績処理等に関する業務・児童生徒の出欠管理、健康安全に関する業務（保護者連絡・確認等含む）・保護者、地域、外部からの相談、要望、問い合わせ等への対応・使用する教材（補助教材）の選定・採択・公表業務・自習監督等の助勤業務